

在留資格「特定技能」と永住許可の関係

- 永住許可に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)には、国益要件の1つとして、「原則として引き続き10年以上本邦に在留していること。ただし、この期間のうち、就労資格又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していることを要する」と規定されている。
- 在留資格「特定技能」は、入管法上の「就労資格」であるが、新たな在留資格であり、それに関する永住許可のあり方については、ガイドライン上の就労資格として取り扱うか否かを含め、現在検討中である。
- なお、ガイドラインの見直しに係る判断は法務省が行うところ、見直しを行う場合、法案の成立後にパブリックコメントを経ることとなるが、今後の見直しのスケジュールについては法案が未だ成立していないことから、お示しをすることは困難である。